

第11章 環境影響評価

1 環境影響評価制度とは

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連の手続を通じて、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

我が国の環境影響評価制度は、昭和59年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全面施行されました。

福島県では、平成3年7月に環境影響評価要綱を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の実を図り、平成10年12月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例の対象事業は、表11-1-1、2のとおりです。

2 いわき市における環境影響評価

平成29年11月末現在において、市内で環境影響評価法又は福島県環境影響評価条例に基づいて手続を実施している件数は11件で、その事業内容については表11-2のとおりです。

表11-2 環境影響評価法及び福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価実施事業

(平成29年11月末現在)

No.	区分	事業名/事業者	事業の種類	事業規模	配慮書 公告日	方法書 公告日	準備書 公告日	評価書 公告日	手続の進捗状況
1	法律	(仮称)CEF福島黒佛木ウインドファーム事業 /クリーンエナジーファクトリー㈱	風力発電所	発電所出力 65,000kW	/	H21.2.17	-	-	方法書手続終了
2	法律	(仮称)三大神風力発電事業 /㈱ユースエナジーホールディングス	風力発電所	発電所出力 35,700kW	H26.10.21	H27.7.1	H28.7.29	-	準備書手続終了
3	法律	(仮称)田人風力発電事業 /㈱ユースエナジーホールディングス	風力発電所	発電所出力 21,600kW	H26.10.21	H27.7.1	H28.7.29	-	準備書手続終了
4	法律	(仮称)茨城風力発電事業 /インベナジー・ジャパン合同会社	風力発電所	発電所出力 最大60,000kW	H27.9.15	H28.6.16	-	-	方法書手続中
5	条例	渡辺最終処分場第3期計画 /堺化学工業株式会社	産業廃棄物最終 処分場(管理型) の規模変更事業	埋立地面積:48,140㎡増加 埋立容量:1,031,782㎡増加	/	H28.9.16	-	-	方法書手続終了
6	法律	(仮称)阿武隈南部風力発電事業 /エコ・パワー株式会社	風力発電所	発電所出力 最大90,000kW	/	H29.1.13	-	-	方法書手続中
7	法律	(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業 /JR東日本エネルギー開発㈱	風力発電所	発電所出力 最大47,600kW	/	H29.3.7	-	-	方法書手続中
8	法律	(仮称)馬揚山風力発電事業 /JR東日本エネルギー開発㈱	風力発電所	発電所出力 最大36,000kW	H29.3.21	H29.8.10	-	-	方法書手続中
9	条例	廃棄物焼却施設更新事業 /いわき大王製紙株式会社	産業廃棄物焼却 施設の規模変更 事業	焼却能力 11.5t/h	/	H29.6.2	-	-	方法書手続中
10	法律	(仮称)遠野風力発電事業 /アカシア・リニューアブルズ㈱	風力発電所	発電所出力 最大86,400kW	H29.7.28	-	-	-	配慮書手続終了
11	法律	(仮称)神楽山風力発電事業 /JR東日本エネルギー開発㈱	風力発電所	発電所出力 最大78,200kW	/	H29.9.13	-	-	方法書手続中

(備考) No.1及び7の事業は、事業実施区域と市域が隣接しているため、環境影響評価の対象区域となっています。
No.4の事業は、風力発電機の輸送にあたり、市内を通行するため、環境影響評価の対象区域となっています。

表11-1-1 環境影響評価法の対象事業

事業の種類		第一種事業 (必ず環境影響評価実施)	第二種事業 (判定により、 必要な場合環境影響評価を実施)
1 道路	高速自動車国道	すべて	
	首都高速道路など	すべて(4車線)	
	一般国道	4車線10km以上	4車線 長さ7.5km以上10km未満
	林道	幅員6.5m(2車線)以上 20km以上	幅員6.5m(2車線)以上 長さ15km以上20km未満
2 河川	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上100ha未満
	堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha以上100ha未満
	湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
	放水路	改変面積100ha以上	改変面積75ha以上100ha未満
3 鉄道	新幹線鉄道	すべて	
	普通鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
	軌道	長さ10km以上	長さ7.5km以上10km未満
4 飛行場		滑走路延長2,500m以上	滑走路延長1,875m以上2,500m未満
5 発電所	水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万kw以上3万kw未満
	火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	出力11.25万kw以上15万kw未満
	火力発電所(地熱)	出力1万kw以上	出力7,500kw以上1万kw未満
	原子力発電所	すべて	
	風力発電所	出力1万kw以上	出力7,500kW以上1万kW未満
6 廃棄物最終処分場		面積30ha以上	面積25ha以上30ha未満
7 公有水面の埋立て・干拓		面積50ha超	面積40ha以上50ha以下
8 土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
10 新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
11 流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
12 工場又は事業場の用地の造成の事業		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
		首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づく工業団地造成事業に限る。	
13 宅地の造成の事業 (8~12までを除く)		面積100ha以上	面積75ha以上100ha未満
		(独)都市再生機構及び(独)中小企業基盤整備機構が実施するものに限る。	
○港湾計画		埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

(備考)

1. 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。
2. 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象になる。
3. 太陽光発電はNo.12「工場又は事業場の用地の造成の事業」に含まれる。

表11-1-2 福島県環境影響評価条例の対象事業

事業の種類		第一種事業 (必ず環境影響評価実施)	第二種事業 (判定により、 必要な場合環境影響評価を実施)
1 道路	一般国道、県道、 市長村道	4車線長さ7.5km以上	4車線長さ5.0km以上7.5km未満
	林道	幅員6.5m(2車線)以上 長さ15km以上	幅員6.5m(2車線)以上 長さ10km以上15km未満
2 河川	ダム	貯水面積75ha以上	貯水面積50ha以上75ha未満
	堰	湛水面積75ha以上	湛水面積50ha以上75ha未満
	湖沼水位調節施設	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
	放水路	改変面積75ha以上	改変面積50ha以上75ha未満
3 鉄道・軌道	普通鉄道	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
	軌道	長さ7.5km以上	長さ5.0km以上7.5km未満
4 飛行場		滑走路長1,875m以上	滑走路長1,250m以上 1,875m 未満
5 発電所	水力発電所	出力2.25万kw以上	出力1.5万以上2.25万kw 未満
	火力発電所 (地熱以外)	出力11.25万kw以上	出力7.5万kw以上11.25万kw未満
	火力発電所(地熱)	出力7,500kw以上	出力5,000kw以上7,500kw未満
	風力発電所	出力7,000kw以上	
		最大排出ガス量10万Nm ³ /h以上又は 平均的な排出水量1万m ³ /d以上	最大排出ガス量7.5万Nm ³ /h以上10万Nm ³ /h 未満又は平均的な排出水量7500万m ³ /d以 上1万m ³ /d未満
6 廃棄物 処理施設	最終処分場	埋立地面積5ha以上又は 埋立容量25万m ³ 以上	
	焼却施設	焼却能力4t/時以上	
7 公有水面の埋立て・干拓		面積40ha以上	面積30ha以上40ha未満
8 土地区画整理事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
9 新住宅市街地開発事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
10 新都市基盤整備事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
11 流通業務団地造成事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
12 工場又は事業場の用地の造成の事業		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
		製造業(加工修理業を含む。)電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に該当する工場又は事業場用地の造成の事業。	
13 宅地の造成の事業 (8から12までに掲げるものを除く。)		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
		実施主体を問わない。	
14 下水道終末処理場		敷地面積75ha以上又は汚泥焼却施設4t/時	敷地面積50ha以上75ha未満
15 工場又は事業場の設置		最大排出ガス量10万Nm ³ /時以上 又は平均的な排出水量1万m ³ /日 以上	最大排出ガス量7万5,000Nm ³ /時 以上10万Nm ³ /時未満 又は平均的な排出水量7,500m ³ /日 以上1万m ³ /日未満
16 レクリエーション施設の建設		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満
17 土石の採取		区域面積75ha以上	区域面積50ha以上75ha未満

(備考)

法律に基づく対象事業に該当する場合は、県条例の対象事業とはならない。

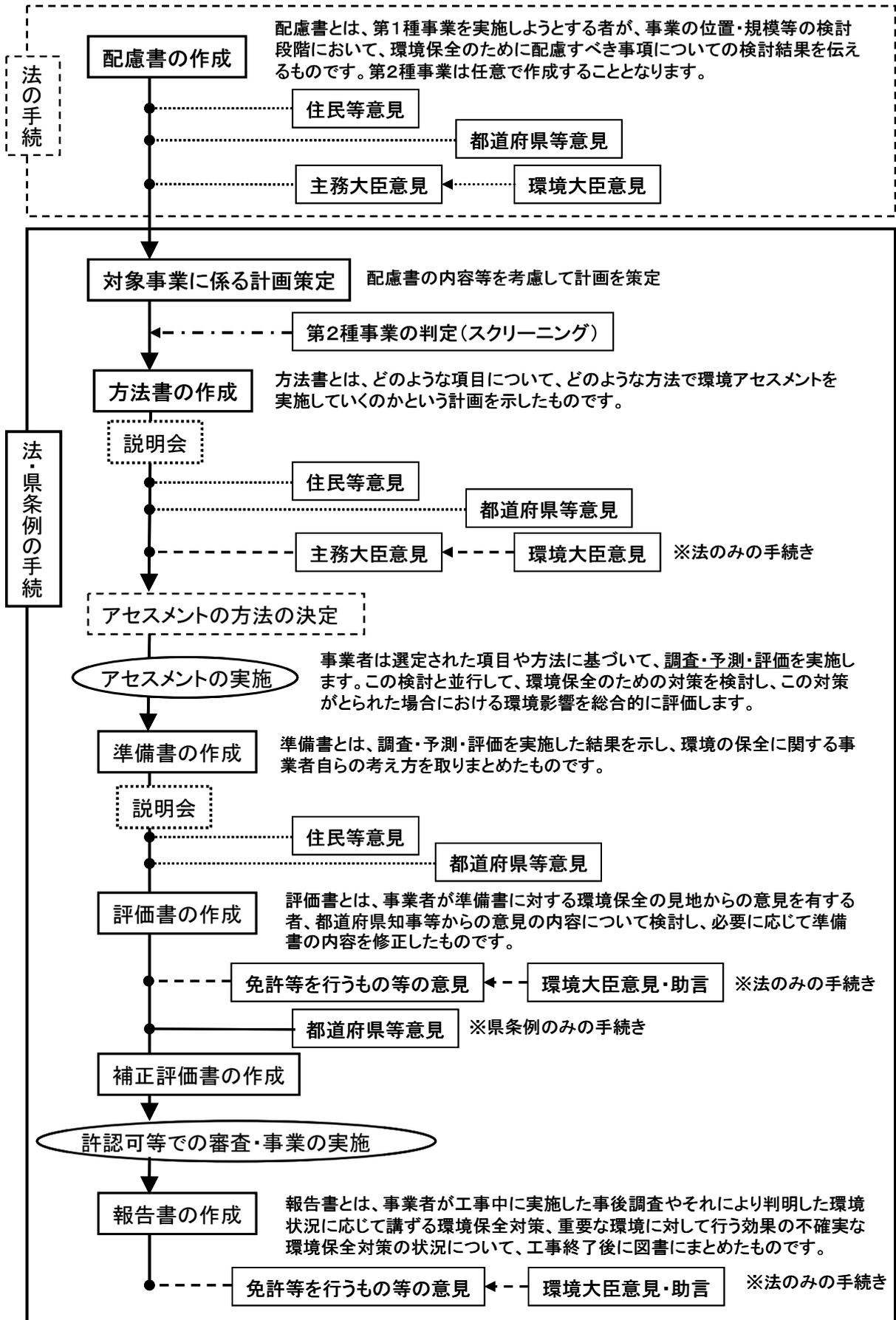


図 11-1 環境アセスメントの手続きの流れ